

サー バ 管 理 型 乗 車 券 関 係

③ JW-ABT デジタル乗車券取扱細則

2025. 8. 1 制定

第 1 章 総則

(目的)

第1条 サーバ管理型乗車券取扱規程（以下「規程」という。）の定めに基づく会員、利用者及び同行者の運送及びその取扱方については、規程によるほか、この JW-ABT デジタル乗車券取扱細則に定めるところによる。

2 この細則に定めていない事項については、別に定めるものによる。

(注) 別に定めるものの主なものは、次のとおり。

- ・関西 MaaS 協議会が制定する KANSAI MaaS サービス利用規約および KANSAI MaaS 会員規約

(定義)

第2条 この JW-ABT デジタル乗車券取扱細則は、インターネットが使用できる環境において使用する、JW-ABT 乗車券管理サーバに乗車券情報を保持する JW-ABT デジタル乗車券の取扱いについて定める。

(用語の意義)

第3条 この細則において使用する用語は、規程の定めるところによるほか、次の各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 「KANSAI MaaS」とは、関西 MaaS 協議会が提供する乗車券等の発売サービスおよび会員の情報、乗車券情報等を JW-ABT 乗車券管理サーバで管理する仕組みの総称をいう。
- (2) 「JW-ABT デジタル乗車券」とは、デジタル乗車券のうち、JW-ABT 乗車券管理サーバに乗車券情報を保持するものをいう。
- (3) 「本サービス」とは、JW-ABT デジタル乗車券の発売に関する当社のサービスおよび JW-ABT デジタル乗車券による当社線の利用に関するサービスの総称をいう。
- (4) 「会員」とは、関西 MaaS 協議会が制定する KANSAI MaaS サービス利用規約および KANSAI MaaS 会員規約に定める事項に同意のうえ、KANSAI MaaS に自らの情報を登録し、KANSAI MaaS が提供するサービスを購入および使用する旅客をいう。
- (5) 「利用者」とは、JW-ABT デジタル乗車券により当社線を利用する旅客のうち、自らの情報端末により改札を受ける会員以外の旅客をいう。

サーバ管理型乗車券関係

- (6) 「同行者」とは、JW-ABT デジタル乗車券により当社線を利用する旅客のうち、他の会員または利用者の情報端末により改札を受ける、会員または利用者以外の旅客をいう。
- (7) 「外部サービス」とは、KANSAI MaaS と連動し、当社の JW-ABT デジタル乗車券を発売することができる、KANSAI MaaS 以外の発売サービスをいう。
- (8) 「分配券」とは、会員または利用者が複数枚を一括で購入した JW-ABT デジタル乗車券のうち、他の旅客に分配したものをいう。
- (9) 「分配元」とは、分配券を他の旅客に分配した会員または利用者をいう。
- (10) 「分配先」とは、分配元から分配券を受け取った旅客をいう。
- (11) 「目視改札」とは、係員が JW-ABT デジタル乗車券を目視にて確認することにより改札することをいう。
- (12) 「読み取改札」とは、所定の 2 次元バーコードを会員または利用者自身が所持する情報端末にて正常に読み取ったことを係員が確認することにより改札することをいう。

(契約の成立時期および適用規定)

第4条 JW-ABT デジタル乗車券に関する会員との運送等の契約は、JW-ABT デジタル乗車券を購入する際、会員自らが情報端末で操作を行い、購入内容等を KANSAI MaaS に送信し、KANSAI MaaS がその情報を受信した後、購入情報等を会員へ返信したときに成立するものとする。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとする。
- 3 外部サービスで購入した JW-ABT デジタル乗車券に関する利用者との運送等の契約は、別段の定めがある場合を除き第 1 項及び第 2 項に準ずる。
- 4 分配先との運送の契約上の地位は、分配先が分配券を使用開始操作した時点で、分配元から分配先に移転する。
- 5 同行者との運送等の契約上の地位は、会員または利用者が当該同行者にかかる JW-ABT デジタル乗車券を使用開始操作した時点で、会員または利用者から当該同行者に移転する。

(使用環境)

第5条 会員または利用者は、本サービスの使用にあたり必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持するものとする。

- 2 会員または利用者は、本サービスの使用にあたって必要となる通信費等を自らの責任において負担するものとする。
- 3 会員または利用者は、情報端末の故障または充電切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定である等の事由によ

サー バ 管 理 型 乗 車 券 関 係

り情報端末を正常に使用できる状態にないとき、または情報端末の機能上の制限があるとき、本サービスの一部または全部を使用できない場合がある。また、会員または利用者は、情報端末について当社が別に定める推奨環境に準拠しないとき、本サービスの一部または全部を使用できない場合がある。

(使用の制限または停止)

- 第6条** 当社は必要により、本サービスの使用を制限または停止できる。
- 2 前項の場合は、予めその旨を告知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、予告なく本サービスの使用を制限または停止する場合がある。
 - 3 第1項に基づく本サービスの使用の制限または停止に伴い発生した損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は責任を負わないものとする。

第2章 発売

(JW-ABT デジタル乗車券の発売箇所)

- 第7条** JW-ABT デジタル乗車券は、KANSAI MaaS の発売サービスの他、外部サービスにて発売するものとする。

(JW-ABT デジタル乗車券の発売範囲)

- 第8条** JW-ABT デジタル乗車券は、発売範囲に制限を設けない。

(JW-ABT デジタル乗車券の発売日)

- 第9条** JW-ABT デジタル乗車券は、翌日以降通用開始となるものを発売することがある。

(発売サービスの順守事項)

- 第10条** KANSAI MaaS の発売サービスで当社が発売する JW-ABT デジタル乗車券を購入する際の手続き、その他順守する事項については、KANSAI MaaS サービス利用規約および KANSAI MaaS 会員規約によるものとする。
- 2 外部サービスで発売する JW-ABT デジタル乗車券を購入する際の手続き、その他順守する事項については、外部サービスの利用規約等による。

(領収証の不発行)

- 第11条** 領収証・払いもどし証票の制定についての定めにかかわらず、JW-ABT デジタル乗車券について、駅での領収証の発行は行わない。

サーサ管理型乗車券関係

(購入枚数)

- 第12条** 会員は KANSAI MaaS の発売サービスで同一の JW-ABT デジタル乗車券を複数枚一括購入することができる。なお、一括で購入できる券種および上限数は当社が別に定めるところによる。
- 2 外部サービスで発売する JW-ABT デジタル乗車券の複数枚一括購入の可否は外部サービスの定めによるものとする。

(期間の計算方)

- 第13条** JW-ABT デジタル乗車券の通用期間を計算する場合は、旅客営業規則 第10条の定めにかかわらず、午前0時から翌日の午前2時59分までを当日とみなす。

(通用期間)

- 第14条** 当社が KANSAI MaaS の発売サービスにて発売する JW-ABT デジタル乗車券の通用期間は、当社が JW-ABT デジタル乗車券ごとに別に定めるところによる。ただし、外部サービスで発売する JW-ABT デジタル乗車券の通用期間は、外部サービスの定めによるものとする。

(減数および払いもどし)

- 第15条** JW-ABT デジタル乗車券を購入した会員は、購入した JW-ABT デジタル乗車券のすべてまたは一部が不要となった場合、一度の決済で購入したすべての JW-ABT デジタル乗車券について、通用期間終了前かつ未使用の場合に限り、KANSAI MaaS サービス利用規約の定めに従い購入枚数の減数および払いもどしをすることができる。
- 2 払いもどしをする場合、会員は JW-ABT デジタル乗車券毎に別に定める手数料を支払うものとする。なお、払いもどし手数料とは別に JW-ABT デジタル乗車券毎に定める取消手数料を支払う場合がある。
- 3 外部サービスにて購入した JW-ABT デジタル乗車券の減数または払いもどしについては、外部サービスの定めによるものとする。

(誤購入した JW-ABT デジタル乗車券の取扱方)

- 第16条** 旅客営業取扱細則第142条(2)に該当する場合、同定めにかかわらず、連絡票に通用区間および「誤購入」と記入し駅名小印又は係員の認印を押したうえ、そのまま乗車させ、会員、利用者及び同行者の着駅に連絡する。

(分配)

- 第17条** 会員は第12条の規定により一括で購入した複数枚の JW-ABT デジタ

サー バ 管 理 型 乗 車 券 関 係

ル乗車券を KANSAI MaaS サービス利用規約の定めに従い他の旅客に分配することができる。

- 2 外部サービスで購入した JW-ABT デジタル乗車券の分配に関する事項は外部サービスの定めによるものとする。

(JW-ABT デジタル乗車券の旅行中止による通用期間の延長及び払いもどし)

第 18 条 旅客営業規則第 130 条に定める旅行中止による通用期間の延長は行わない。

- 2 旅客営業規則第 130 条に定める払いもどしを行う場合の手数料は JW-ABT デジタル乗車券毎に定める金額とする。

(列車等の運行不能又は遅延の場合の取扱方)

第 19 条 会員または利用者は、旅客営業規則第 132 条第 1 項各号に定める列車等の運行不能又は遅延の場合又は第 152 条第 4 項に定める手回り品の内容の点検または当該点検の対象者の特定のための協力の求めに応じたことによって列車に乗車できない場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、同規則第 134 条から第 137 条に定める取扱いに限って請求することができるものとし、同規則第 133 条の規定によって定める乗車券の通用期間の延長および第 138 条に定める取扱いは請求できないものとする。

(列車が運行不能となった場合の払いもどしの取扱方)

第 20 条 JW-ABT デジタル乗車券についての旅客営業規則第 136 条に定める払いもどしの請求は、払いもどそうとする JW-ABT デジタル乗車券を購入した会員のみが行うことができ、その払いもどしは当社の定める方法により、購入単位で 1 回のみ行う。

- 2 払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの口座に対し行う。返金の取扱いについては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めによるものとする。
- 3 外部サービスが発売する JW-ABT デジタル乗車券の本条による払いもどしの取扱いは、外部サービスの定めによるものとする。

第 3 章 使用

(使用方法)

第 21 条 JW-ABT デジタル乗車券を使用する場合、会員または利用者は JW-ABT デジタル乗車券を対応改札機にかざすことにより改札を受けるものとする。なお、JW-ABT デジタル乗車券の使用を開始するためには使用開始操作が必

サーバ管理型乗車券関係

要となる。

- 2 対応改札機による改札を受けられない場合、前項の定めにかかわらず、会員または利用者は KANSAI MaaS デジタル乗車券について目視改札または読み取改札を受けるものとする。
- 3 第 12 条の規定により購入した複数枚の JW-ABT デジタル乗車券を、第 17 条に定める分配を行わず対応改札機による改札を受ける場合、会員または利用者は、同行者一人に対し一つの JW-ABT デジタル乗車券を対応改札機にかざして同行者を 1 人ずつ通過させるものとし、すべての同行者を通過させた後に、自らの JW-ABT デジタル乗車券を対応改札機にかざして改札を受けるものとする。
- 4 第 12 条の規定により購入した複数枚の JW-ABT デジタル乗車券を、第 17 条に定める分配を行わず目視改札または読み取改札を受ける場合、会員または利用者が代表してすべての JW-ABT デジタル乗車券について目視改札または読み取改札を受けるものとする。なお、会員または利用者が同行者一人に対し一つの JW-ABT デジタル乗車券について目視改札または読み取改札により同行者を 1 人ずつ通過させるものとし、すべての同行者を通過させた後に、自らの JW-ABT デジタル乗車券について目視改札または読み取改札を受ける場合もある。
- 5 当社は、前 4 項の定めと異なる取扱いをすることがある。この場合、会員、利用者及び同行者は当該取扱いに従うものとする。

(効力)

- 第 22 条** JW-ABT デジタル乗車券は、情報端末の画面に表示された情報の内容に従った効力を有するものとする。
- 2 会員または利用者は、JW-ABT デジタル乗車券を使用する際には、必ず乗車券情報を表示することができる自らの情報端末を携行するものとし、係員から当該情報の呈示を求められた場合、その場で呈示するものとする。
 - 3 同行者は、会員または利用者と同一列車により旅行しなければならない。この場合、旅客営業規則第 13 条の定めにかかわらず、会員または利用者が代表して同行者の乗車券を所持しているものとして取扱う。
 - 4 情報端末の故障、充電切れ等により、乗車券情報を情報端末に表示できない場合は、JW-ABT デジタル乗車券を使用することができない。
 - 5 前項において、JW-ABT デジタル乗車券を使用できなかった場合、JW-ABT デジタル乗車券を紛失したものとみなし、旅客営業規則第 119 条第 1 項を準用し、第 2 項及び第 3 項を準用しない。

(乗車変更の取扱方)

- 第 23 条** 通用区間が指定された JW-ABT デジタル乗車券において、その通用

サー バ 管 理 型 乗 車 券 関 係

区間を乗車変更（乗越、方向変更等）した場合の取扱いは、当社が別に定めるところによる。

- 2 JW-ABT デジタル乗車券はのりこし精算機で精算を行うことができない。

（賠償責任）

第 24 条 本サービスの使用について、KANSAI MaaS や外部サービス、電気通信サービス提供事業者、情報端末における障害・不具合・設定の不備等、当社の責めに帰さない事由により会員または利用者に生じた損害に関して、当社は賠償する責任を負わない。

第 4 章 無効

（無効となる場合）

第 25 条 JW-ABT デジタル乗車券は、旅客営業規則第 78 条各号に該当する場合に加え、次の各号に該当する場合も無効とする。

- (1) 係員の承諾を得ず、改札を受けずに乗車したとき
- (2) 定められた使用方法に基づかず使用したとき
- (3) JW-ABT デジタル乗車券が偽造、変造等不正に作成されたものであったとき

（不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第 26 条 前条の規定に該当する場合は、会員、利用者及び同行者の乗車駅からの乗車区間にに対する片道普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とを、合わせて収受する。

- 2 前項の場合において会員、利用者及び同行者の乗車駅が判明しない場合、旅客営業規則第 118 条の規定を準用して取扱う。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。